

## 議 事 録

1. 会議の名称 令和4年度第1回池田市都市計画審議会
2. 開催日時 令和4年8月17日(水)  
15時00分～16時50分
3. 開催場所 池田市役所3階議会会議室  
池田市城南1丁目1番1号
4. 出席者 別紙のとおり
5. 議 題 審議事項  
第1号 役員の選出について  
第2号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について  
(市決定)  
第3号 特定生産緑地(池田市)の指定について
6. 議事経過 別紙のとおり
7. 公開・非公開の別 公 開  
※非公開の理由
8. 傍聴者数 0 名
9. 問合せ先 池田市まちづくり推進部都市政策課  
(072)752-1111 内線404  
(072)754-6262 (ダイヤルイン)  
mail : [t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp](mailto:t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp)

令和4年度

第1回池田市都市計画審議会

会 議 録

日 時	令和4年8月17日(水)
	15時00分～16時50分
会 場	池田市役所3階 議会会議室

令和4年度 第1回池田市都市計画審議会議題

審議事項

第1号 委員の選出について

第2号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

第3号 特定生産緑地（池田市）の指定について

以上

委員数 15名

うち出席委員 11名

※ 池田市都市計画審議会条例第6条により、本審議会は成立

会長 加賀有津子 委員

会長代理 加我宏之 委員

中田博之 委員

石塚裕子 委員

下窄明 委員

守屋大道 委員

安黒善雄 委員

山田正司 委員

難波孝行 委員

渡邊博 委員

松室利幸 委員

市 関 係 者

池田市長	瀧澤 智子
副市長	岡田 正文
総務部長	塩川 英樹
総合政策部長	水越 英樹

事 務 局

まちづくり推進部長	根津 秀徳
農政課長	萩原 英一郎
都市政策課長	橋本 直岐
都市政策課主幹	中川 雄司
都市政策課主幹	東野 隆洋
都市政策課主任技師	渡邊 龍平
都市政策課技師	山本 浩美
都市政策課主事	北河 拓真

傍 聴 者            0名

令和4年度第1回池田市都市計画審議会 議事録

一、開会宣言

<資料確認等説明>

二、市長挨拶

<市長挨拶>

三、出席者の紹介、出欠報告等

<事務局報告>

四、第1号議案の審議

(事務局)

それでは、これより議事に入ります。

第1号議案『役員の選出について』でございます。

議案書の1ページをお開き願います。当審議会の会長と会長代理の選出でございます。

2ページをお開き願います。池田市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める、となっております。委員の皆さまにおかれましては、会長の選出について、自薦他薦を問いませんので、ご意見よろしくお願ひ申し上げます。

(委員)

会長には、昨年度、会長を務められていた、加賀有津子委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま、中田委員から加賀有津子委員を会長にとのご推薦をいただきました。委員の皆さま、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

ありがとうございます。異議なしとご賛同いただきましたので、加賀有津子委員に池田市都市計画審議会会長をお願いしたいと存じます。加賀有津子委員いかがでしょうか。

(委員)

皆様方のご推薦によるところでございますので、受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは会長が決まりましたので、これからの議事進行を会長にお願いしたいと存じます。加賀会長よろしくお願いいたします。

(会長)

皆様方のご協力ご支援をいただきまして重責を果たして参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会長代理の指名でございますが、池田市都市計画審議会条例第5条第3項に、『会長に事故があるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。』とありますので、私から指名させていただきます。

加我宏之委員にお願いしたいと存じます。

加我宏之委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページにあります、会長の欄に私『加賀<sup>かが</sup> 有津子<sup>あつこ</sup>』、会長代理の欄に『加我<sup>かが</sup> 宏之<sup>ひろゆき</sup>』とお書きください。

続きまして、第2号議案『北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』について、事務局より議案の説明をお願いします。

## 五、第2号議案の審議

(事務局)

第2号議案『北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』ご説明いたします。

議案書5ページから13ページとなります。説明については、前の画面にて行いますので、画面をご覧ください。

今回の変更は、新たに追加する地区が2地区、一部廃止による区域変更する地区が1地区の計3地区でございます。

初めに新たに追加する地区について、ご説明いたします。新たに追加する地区は渋谷3丁目第4地区、鉢塚2丁目第2地区の2地区でございます。生産緑地地区の指定希望があり生産緑地法第3条第1項及び第2項に掲げる条件に該当することが確認されたため新たに追加を行うものです。区域面積は渋谷3丁目第4地区が0.10ヘクタール、鉢塚2丁目第2地区が0.06ヘクタールとなります。

次に一部廃止による区域変更する地区について、ご説明いたします。一部廃止による区域変更する地区は、神田1丁目第4地区でございます。生産緑地地区として平成4年11月30日に指定を行っておりますが、主たる従事者の故障のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申し出をされたことにより、同法第14条の規定に基づく行為の制限解除となったため、生産緑地地区の一部を廃止し区域変更するものです。区域面積は0.13haから0.08ヘクタール減の0.05ヘクタールとなります。

今回池田市の生産緑地地区については、75地区10.98haから77地区11.06haとなります。

なお、本案件につきまして、7月29日から8月12日までの間、都市計画法第17条による案の縦覧を行いました。案に対する意見等はありませんでした。

以上、第2号議案の説明を終わります。

(会長)

第2号議案の説明が終わりました。それでは、委員のみなさまにご意見等を伺いたいと思います。ご意見等がある方はよろしくお願ひします。それでは私の方から質問させていただきます。生産緑地地区の追加となっておりますが、地権者の方々がなぜ今の時期に生産緑地地区の指定に至ったのか、その理由についてお教えてください。

(事務局)

今回追加指定する2地区は同じ方が所有されております。所有者がご高齢ということもあり、今後農業を続けるか悩まれていたため、生産緑地の指定をしていなかったようですが、所有者の息子さんが引き続き農業されることを決めたことから、生産緑地に指定することに至った次第です。



(会長)

継承ができていますということですね。他にご意見などよろしいでしょうか。

(委員)

今回廃止となる神田1丁目第4地区について、場所的に低い気がします。また、南側の接道関係もちゃんと取れているのかどうか確認されたのでしょうか。今後の方針はどのようになっているのか教えてください。

(事務局)

今回、買取申出が行われ生産緑地が廃止となりました地区につきましては現在開発指導の方で宅地開発の相談を受けていると伺っています。その中で地盤の高さや接道条件等は指導しながら整備を進めていくのではないかと思います。

(会長)

他にご意見などよろしいでしょうか。無いようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案について原案のとおりご異議ございませんか。

<「異議なし」>

ありがとうございます。

第2号議案『北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』は異議なしですので、原案どおり承認することにいたします。事務局においては、必要な手続をお願いいたします。

続きまして、第3号議案『特定生産緑地（池田市）の指定について』、事務局より議案の説明をお願いします。

## 六、第3号議案の審議

(事務局)

第3号議案『特定生産緑地（池田市）の指定について』ご説明いたします。

議案書14ページから31ページとなります。説明については、前の画面にて行いますので、画面をご覧ください。

特定生産緑地の指定につきましては、令和4年11月30日をもって生産緑地地区指定から30年が経過する生産緑地の地権者を対象に、令和元年度より特定生産緑地指定の申出の

受付を随時行い、特定生産緑地の指定を進めていたところではありますが、今回は最後の特定生産緑地の指定に向け、審議会にご意見を頂戴するものです。

最終の募集を行った結果、7名の地権者の方から12地区、面積としては約0.70haの申出をいただきました。今回の申請件数ですが、前回営農されていなかったため特定生産緑地に指定しなかった畑3丁目第1地区、畑3丁目第2地区、畑4丁目第3地区の3地区も耕作状況の改善が確認できたため含んでおります。

申請いただいた生産緑地については、農業委員会により耕作状況の確認を行っていただくとともに、相続税の納税猶予地となっている生産緑地については、税務署の同意確認を行い、特定生産緑地の指定を予定しております。

これにより、令和4年11月30日に申出基準日を迎える生産緑地の特定生産緑地指定状況は10.11ヘクタール中、全体の約9割にあたる9.23ヘクタール、合計64地区が特定生産緑地となる予定です。なお、特定生産緑地に未指定の生産緑地については、すべての所有者に指定しない旨の意向確認を行っておりますが、申出基準日となる11月30日までに所有者の意向が変わり、特定生産緑地に指定したい旨の申出があった場合、本来であれば都市計画審議会にてご意見をいただく必要がありますが、今回は申出基準日までの最後の都市計画審議会となるため、特定生産緑地の指定はできません。しかしながら、本市では申出基準日まで可能な限り指定していきたいと考えており、加賀会長および農業委員会会長の渡邊委員に照会させていただくことで都市計画審議会に意見を伺ったことと対応していきたいと考えておりますので、加賀会長・渡邊委員に一任させていただきたいと考えております。

以上、第3号議案の説明を終わります。

(会長)

第3号議案の説明が終わりました。それでは、委員のみなさまにご意見等を伺いたと思います。ご意見等ある方はよろしくお願ひします。

(委員)

期限まで残られた方たちの残っている原因は何か、現在も早めに提出されていると思ひますが原因について教えてください。

(会長)

残っている人の原因は何かというご質問でした。事務局よりご回答申し上げます。

(事務局)

特定生産緑地に指定されていない生産緑地につきましては、今後土地活用されたい方が多いと思われま。窓口相談にいられている数件は宅地開発を考えておられるということですので、おそらくほとんどが宅地開発されるのではないかと考えております。

(会長)

他にご意見などよろしいでしょうか。

(会長代理)

今後の手続きについて教えていただきたいのですが、特定生産緑地に移行されない生産緑地については、2022年11月30日以降に買取申出がいつでもできるということですので、そのような申請があった場合に都市計画審議会に再度検討して生産緑地地区の指定を解除する手続きが行われるようになるのでしょうか。

(事務局)

今までの生産緑地地区の解除と同様に買取申出の3カ月後に行為の制限解除となり、生産緑地地区の変更を第2号議案と同様に都市計画審議会に諮らせていただいて解除という流れになります。

(会長)

他にご意見などよろしいでしょうか。無いようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案について原案のとおりご異議ございませんか。

<「異議なし」>

ありがとうございます。

第3号議案『特定生産緑地（池田市）の指定について』は異議なしですので、原案どおり承認することにいたします。事務局においては、必要な手続きをお願いいたします。

## 七、報告事項

(会長)

議案は以上となりますが、本日は報告事項が2つございます。初めに「池田市市街化調整区域における地区計画のガイドラインの見直しについて」事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

報告事項「池田市市街化調整区域における地区計画のガイドラインの見直しについて」ご説明いたします。

池田市市街化調整区域における地区計画のガイドラインは、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の基本理念を堅持しつつ、地域による適切な地区計画の立案と提案を誘導し、円滑な制度運用を図るため、市街化調整区域における地区計画の基本的な考えや適切な基準等をあらかじめ示したガイドラインとして平成26年4月に策定しました。

見直しの主な内容は、大阪府市街化調整区域における地区計画のガイドライン改定に伴う見直しと池田市市街化調整区域まちづくり基本方針策定に伴う見直しを行う予定です。大阪府市街化調整区域における地区計画のガイドライン改定に伴う見直しとして、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりのため、地区計画の対象外とする区域に「災害危険区域」と「土砂災害警戒区域」を追加すること、人口減少の進展を踏まえたコンパクトなまちづくりに向け、市街化区域の拡散や、にじみだしを抑制するため、地区計画の対象区域の範囲を縮小すること、池田市市街化調整区域まちづくり基本方針策定に伴う見直しとして、スマート農業の振興・地域振興拠点施設整備など地域の特性を活かしたまちづくりのため、持続可能な農園芸産業の確立・農園芸を軸とした地域拠点づくりに向け、地区計画の対象区域の用途制限を一部緩和することを考えています。

今後のスケジュールとしまして、令和4年8月に大阪府に意見照会を行い案の作成を進め、令和5年2月に開催予定の都市計画審議会においてガイドラインの案に対する意見照会を行い、パブリックコメントを行った後、令和5年3月に公表する予定です。

以上、報告事項「池田市市街化調整区域における地区計画のガイドラインの見直しについて」の説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。それでは委員のみなさまにご意見等を伺いたいと思います。ご意

見等ある方はよろしくお願ひします。

(委員)

ご説明ありがとうございました。地区計画ガイドラインの見直し、主だった項目のご説明をいただきました。災害危険区域や土砂災害警戒区域はわかりませんが、人口減少の進展を踏まえたコンパクトなまちづくりに関して、最近市街化調整区域において無秩序な市街化が加速しているような気がします。細河地域は農業振興といこうことで整理されていると思います。まちづくりの基本指針でもありましたが、最近土砂を置く場所として地主さんが無秩序に貸しているような感じがします。無秩序な市街化が進んでいるエリアとして調整区域の考え方、市はどのような方針を持っているのか、そして植物工場等農業施設の建築を可能とする具体的な計画があるのかを踏まえて今後の細河地域の考え方を教えてください。今細河地域は土砂等の産廃の資材を置いているところが非常に増えている気がします。

(会長)

事務局の方から市街化調整区域や細河地域について市の考え方をお教えてください。

(事務局)

おっしゃられているように細河地域は資材置場や土砂を置かれる場所として農地を使われている現状があります。そのことについては市の方も課題として認識しております。昨年度策定しました市街化調整区域まちづくり基本方針の中でも資材置場等については課題であると位置づけております。法的に制限することは現状難しいところがありますので、今後規制する方法として景観計画を策定する中で資材置場に対して一定の条件を課すことも検討していきたいと考えております。また、農地を農地として使っていただくことが一番重要であると思っておりますのでスマート農業の振興や地域振興拠点を作ることによって農作物を植える場所を作り、農地の価値を上げていくことが必要だと考えております。

(委員)

ありがとうございます。調整区域の中で農業を営んでいる方たちや造園関係の方たちの保護をするためにも植木のまち池田として何か規制をかけておく必要があると思いますので、景観条例等違う観点でも網をかけていただくよう要望したいと思います。また、細河地域には風致

地区がありますが、風致地区でさえも山を削って資材置場になっているエリアがありますので、その辺も景観条例を適用する等して規制をかけていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

池田市市街化調整区域まちづくり基本方針の策定に伴う見直しということでスマート農業の振興や地域振興拠点施設整備など地域の特性を活かしたまちづくりに対する検討をされている内容ですが、今後官民連携でスマート農業や農園芸活性化の拠点を考えていただいているかと思います。幹線道路沿道地域について初めて聞く内容で、恐らく国道のことを指しているのではないかと思います。幹線道路沿道地域というのはあらかじめ設定されているものなのか、どういったものなのか参考として教えていただきたいと思います。

(事務局)

幹線道路沿道地域の位置づけですが、ガイドラインの中でいくつか地区計画を立てられるエリアを定めており、幹線道路沿道地域につきましては幹線道路沿道のポテンシャルを活かした地域経済の活性化を図っていくことを目的としているところになります。国道423号の木部の交差点から伏尾交差点までの区間と国道173号の木部の交差点から川西市境界までの区間を幹線道路沿道地域に定めています。

(委員)

ガイドラインの見直しということで対象外区域に災害危険区域と土砂災害警戒区域を追加されるということですが、現在、災害危険区域と土砂災害警戒区域に公共施設があるのかということが1点と、災害危険区域と土砂災害警戒区域を追加しますとどれくらいの面積になったのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

細河地域でいいますと旧細河小学校のエリアが一部土砂災害警戒区域に入っております。それ以外の公共施設はないと思っております。面積については調べることができていません。土

砂災害特別警戒区域については以前から対象外になっており、今回土砂災害警戒区域が対象外区域となりましたが、大阪府のガイドラインとしても一定の防災対策を講じることによって、地区計画のエリアに含むことができるので今後検討しながら地区計画の策定に取り組んでいけたらと思います。

(委員)

重ねてご質問させていただきますが、土砂災害警戒区域に旧細河小学校が一部該当するということでしたが、あそこの地域には防災倉庫がありまして、今後どのような対策を講じていくのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

土砂災害警戒区域は土砂の流出が危険なことかと思いますが、ハード整備はなかなか難しいと思っておりますが、例えば大雨が降りそうなときに事前にそのエリアを使用しないようにし、利用者に意識啓発を図り、危険な区域であることは周知しつつ、活用できるところは活用していけるよう考えています。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

冒頭で指摘のありました細河の産廃施設の立地について、その問題は他都市でも同じような問題が生じていて、景観法等活用し法に基づいて規制をかけていくことをしていかなければいけないと思いますが、なかなかすぐに指定までいかないのが、その間にどんどん増えていくのが現状です。それに対して土地所有者の啓発活動をする中で土地所有者によるまちづくり活動として法的な拘束力は何もありませんが、紳士協定としてルール作りを土地所有者の方々がやられて抑制するというような取り組みをされている都市もありますので、そういった建設的な方法も検討されてもいいと思いました。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見などございませんか。

スマート農業振興ということを挙げておられますが、これは今後の新しい農業の在り方を見据えていくような感じだと思います。スマート農業を考える際に何か参考にされている他都市の事例等がありましたらお教えてください。

(事務局)

スマート農業の振興について今他都市で直接参考にしているところはありませんが、農福連携をされている団体が細河にすでにおり、その団体と農福連携を進めていく上でスマート農業を導入していくことを今年度実証実験という形でビニールハウス栽培のテストベッドを設置する等検討しているところで、その中でいくつかの企業に入ってもらい、企業が持たれている技術をヒアリングさせてもらいながら検討を進めているところです。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見などございませんか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「池田市都市計画マスタープランの見直しについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

報告事項の「池田市都市計画マスタープランの見直しについて」ご報告させていただきます。

昨年度より改定業務を進めておりました都市計画マスタープランは、前回の審議会時点では全体構想のみのご説明となり、地域別構想がまとまっておりませんでした。この度いったん素案がまとまりましたので、現行計画からの変更点や地域別構想のご説明、先日皆様にご意見賜りました意見照会の一部ご紹介、最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

現行計画からの主だった変更としまして、都市づくりの力点4に位置付けていた防災の取組みは、今後10年というよりも、その先も含めて都市づくりの基盤となるべきものとして、今回第4章の分野ごとの方針の中で位置づけました。

また、新たに地域別構想を追加しました。

それでは今回の改定で新たに追加となった地域別構想についてご説明いたします。

策定の基本的な考え方ですが、本市の地域別構想では、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、市域を4つに区分し、全体構想で示した整備の方針等を基に、それぞれの地域の特徴や市民の意向等を踏まえた



上で地域の都市基盤整備等、今後10年間で実施すべき施策などを示しました。

また、地域住民のまちづくり活動の基本的な指針ともなるよう、都市計画の視点からみた、まちづくりの将来ビジョンや官民連携による取組み等の方向性を明らかにするものであり、官民連携による都市づくりの進捗、合意形成の熟度等に応じて、段階的に更新を行っていきます。

それでは4つの地域について、それぞれ要点をご説明いたします。

「いけだ地域」です。右側に記載の都市づくり方針図について、意見照会のご指摘を踏まえ、「グリーンインフラを活用したウォーカブル拠点整備」と追記しました。また、「池田市バリアフリーマスタープラン」における移動等円滑化促進地区を各地域に追加しています。

本地域は、現在、阪急池田駅を中心とした「いけだ駅前活性化プロジェクト」が官民連携まちなか再生推進事業を活用しながら進んでおり、せせらぎモールや池田駅前てるてる広場などの駅前空間やサカエマチ商店街その他界隈、さくら通りを軸とした誰もが歩いて楽しいまちづくりの推進や、駅周辺の公園や公共施設の有効活用の検討などを行ってまいります。

また、五月山緑地の再整備や民間活力の導入検討、グリーンインフラの活用など、にぎわいの創出とともに豊かな環境を守りいかすグリーンの都市づくりを進めます。

次に「いしばし地域」です。方針図に「鉄道駅周辺の都市機能等の維持・充実・誘導」の具体策を追記しています。

当地域は、阪急石橋阪大前駅周辺が交通の利便性、生活の利便性が高い地域で、本市の重要な拠点の一つとなっている一方で、阪急鉄道を挟んだ東西の移動がし難く、木造住宅が密集している地区もあることから、東西移動の円滑化や防災対策の検討が必要です。

また駅周辺の整備としましては、商店街やサンロードの舗装美装化やバリアフリー化、ウォーカブルな空間形成や今井水路の有効活用、子育て世代を中心とした交流拠点としてのツナガリエ石橋や駅周辺の公園の有効活用の検討も進めてまいります。

また、市民文化会館や敬老会館などの老朽化が進む公共施設の更新についても検討が必要です。

続いて「さつきやま地域」についてです。意見照会を踏まえ、「高齢者等へのサポート機能の充実」に「交通環境の改善等」を追加し、「生活拠点における生活支援機能」を「日常の商業・サービス機能」に変更しています。

本地域は五月山を背後に抱え豊かな緑を感じることができる住環境が形成されており、住民意向調査においても全市と比べて自然環境への評価が高くなっています。

一方で、一部地域はハザードエリアの分布がみられることから災害リスクの高いエリアの周

知、防災意識の向上に向けた取組み等を行ってまいります。

また、呉羽の里の生活拠点における日常の商業・サービス機能の確保や充実、バリアフリーの促進のほか、地域内の移動サポートなどに努めて参ります。

最後に「ほそごう地域」です。「伏尾台生活サービス拠点」では、地域住民協働による地域内無償運送サービスの取組みなどが展開されており、今後も日常の商業・サービス機能の確保や高齢者等へのサポート機能の充実、社会実験などの官民連携の事業支援を行ってまいります。

「細河園芸センター周辺」では、「池田市市街化調整区域まちづくり基本方針」に基づく植木園芸産業の振興を目的とした拠点づくりを引き続き進めていくほか、里地里山と一体となった田園景観の保全のため、池田市独自の景観計画の策定、景観条例の制定に向けて検討を行います。

それではここからは、先日の意見照会でいただいたご意見を一部紹介させていただきます。

官民連携のまちづくりについて、「自治会をはじめボランティアの参加者は年々減る一方。」、「役割分担すべき領域の明確化や、舵取りが必要ではないか。」、「いかに地域への関心を高め、まちづくりの参加への道を拓いていくか、人材育成や人材発掘が重要。」、「商店街や民間施設の機能更新、リノベーションをいかに誘導していくかが課題。」、「地域主体のまちづくりを推進していくうえで地域コミュニティ推進協議会の活動が重要となる。」といった、官民連携でまちづくりを進めていくにあたり課題となる点や、行政が注力して行っていくべき点について指摘いただくご意見が多くありました。

続いてウォークブル推進については、「「にぎわい」や「楽しい」に着目しがちで、新たなバリアを生んでしまうこともある。「誰もが歩いて楽しい」多様な利用者を想定することを意識づけることが必要。」というご指摘や、「休憩ができるオープンカフェ、ベンチを置くことが必要。」とのご意見もいただき、子育て世代や高齢者など誰もがゆったり歩きくつろげる空間の創出をめざします。

細河地域については、「新名神 IC の供用開始後、住宅開発や市街化区域編入といった開発圧力自体は高まった感じはない。」、「アクセス性が高まっており、細河の特色をいかしたまちづくりを期待する。」、「活性化を図るなら、市外からも人が訪れる施設の設置に加え、24時間利用できる公衆用トイレが必要。」などのご意見をいただいております、細河園芸センターを中心とした拠点づくりとそれ以降の検討に活かしていきます。

続いて緑化施策や環境施策につきまして、「住宅の建替えが進んでいるが、緑がない住宅地が増えており、1区画あたりの最低敷地面積を増やす等、植樹を促していくための対策が必

要。」「植樹に関する記述がない。」「市民緑地制度は農地や空家でも活用できるようになったので、農地対策や空家対策の具体的な取組みの一つとして検討されるべき。」など、緑化を進めるためのご意見を複数いただき、環境については「都市づくりの目標で「脱炭素」と「生物多様性の保全」を一括りで示しているが、それぞれアプローチが違うため、分けて記載すべき。」と、ご指摘いただきました。

マスタープランの進捗管理については、現行マスタープランの到達点についてのご質問がありました。位置付けた取組みをすべて実施できた訳ではなく、一定の評価ができるものもあれば、不十分だったものもある状況で、今後の課題としては、進捗管理についても市民参加が重要で、取組み実施に向け、庁内連携が必要と考えております。また、「マスタープランの進捗管理の中で、市民満足度調査やグループヒアリングをすることになっているが、市民、団体等がどう関わってくるのか明確に示した方が良いと思う。」とのご指摘もあり、市民や関係団体も関わりながらマスタープランを管理していく点をわかるように示したいと思っております。

マスタープランの構成などについてのご意見は、「力点1については生活圏の階層ごとに考えをまとめているが、各階層ごとの施策の位置づけや繋がりがもう少し見える形にまとめた方が良い。」「各力点の施策が都市づくりの目標のどれに対応しているのかが網羅的にわかる示し方や、地域別構想との繋がりが分かりやすく示せるよう、整理、改良された方が良い。」「地域のまちづくりを考えていくうえでの参考になるよう、概要版については、市民にわかり易いものにしていただきたい。」などいただいております。市民に手に取っていただきやすく、少しでもわかりやすい内容となるよう、引き続き内容の見直し・修正を行ってまいります。

また総合計画との整合性についてもご意見をいただいております。総合計画で示される将来像や土地利用の基本方針等と十分に整合を図りながら、都市づくりに関する方針について本マスタープランにて示します。なお、総合計画の審議は総務委員会に付託されており、8月10、22、23日の3日間で審議が行われます。

その他のご意見として「「防災」「子育て」「交通」など、今後の都市づくりにおいて重要であるが、現状の行政のマンパワーで対応できるか。」というご指摘や「「にぎわい」「子育て」などに力を入れている一方で福祉的な要素が弱いイメージになっているので、各まちづくり分野の中で、市民の多様性を意識づける内容を盛り込んでいただきたい。」というご意見をいただいておりますのでご紹介させていただきました。

最後に今後のスケジュールをご説明いたします。

いただきましたご意見を基に案の修正を行い、10月には3週間のパブリックコメントを実

施し、それに合わせて住民説明会を2回開催する予定です。翌11月には大阪府へ意見照会を行い、12月には改めて庁内意見照会と都市計画審議会委員の皆様へ意見照会を行ったのち、今年度第2回となる2月の審議会では最終案をお示しし、3月に策定公表、令和5年4月1日施行を予定しています。

以上で「池田市都市計画マスタープランの見直しについて」ご報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。それでは委員のみなさまにご意見等を伺いたいと思います。ご意見等ある方はよろしくお願ひします。

(委員)

マスタープランの各地域エリアを今回4地域に分けておられますが、池田市は分けることが好きなので地域分権も各地域で分けています。何を主において、こういう地域で分けているのか、折々策として分けて考えておられるということが、なかなか市民に伝わっていないのではないかと思います。今後こういうような趣旨でエリアを4地域で分けていますとか、保健、介護、福祉だったら5つの地域で分けていますとか、そういった目的を持った地域の書き方があるのかなと思っております。その辺を明示して市民にわかりやすく伝えていただきたいと思ひます。また、教育であれば学校校区で分ける考え方もありますから、地域の分け方はとても重要だと思ひます。この地域で包括支援センターを考えておられたら、五月山地域には包括支援センターが一つもないと思ひますので、その辺の見直しとして色々な場面で使っていただきたいと思ひます。

(会長)

他にご意見などございませぬか。委員の皆様にはマスタープランの案をご覧いただきまして、色々なご意見をいただいておりますので、これを踏まえて今後精査していただければと思ひます。

(会長代理)

1点だけお願ひがございませぬ。マスタープランの構成等についてのところで「地域のまちづくりを考えていく上で参考になるよう、概要版については、市民にわかり易いものにして

だきたい。」ということですが、都市計画マスタープランとしての計画書、その計画書の概要版を作るとなかなか上手くいかないといいますが、技術屋が工夫しても中身のコンテンツは上手く取り上げることはできますが、その表現方法でいくと限界があると思いますので、市民にわかりやすい概要版を作るに際してはグラフィックデザインを少し凝ってみるというようなことを別途考えて、広報に努めていただけたらと思います。私は公園緑地を専門にしておりますので色々なところで緑の基本計画のお手伝いをさせていただいております。自身も作成したりすることもあります、なかなかかっこ悪くなってしまう。海外のプランがよく取り上げられる NIC プラン等を参考にしますがかっこいいです。計画書の本自身が垢抜けたものになっています。少なくとも概要版の方についてはグラフィックデザインも工夫していただければと思います。

(会長)

概要版につきまして、市民がわかりやすくするためにグラフィックデザインに力を入れてはどうかという意見でした。ありがとうございます。他にご意見などございませんか。よろしいでしょうか。

他にご意見がないようですので、これをもちまして本日の案件についてはすべて終了しました。それでは、事務局より次回審議会の開催についてよろしく申し上げます。

## 八、その他

(事務局)

次回の審議会の開催につきましては、令和5年2月頃を予定しております。

調整等を行ったうえで、改めてお知らせいたしますのでよろしく申し上げます。

## 九、閉会宣言

(会長)

委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして第1回審議会は閉会といたします。本日はご多忙の中ご出席、誠にありがとうございました。

令和4年8月17日

池田市都市計画審議会会長 加賀 有津子

